

令和4年横審第10号

裁 決

遊漁船A護岸衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年1月29日04時40分

京浜港川崎第1区

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 1.3トン

登録長 6.14メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 73キロワット

3 事実の経過

Aは、平成30年4月に進水したFRP製遊漁船で、船体中央部に操舵区画を配し、同区画前部中央に舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置、前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年1月29日02時20分東京都江東区所在のマリーナを発し、東京国際空港D滑走路（以下「D滑走路」という。）中央部南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、03時00分前示釣り場に至り、機関を中立運転にかけて漂泊し、釣り客に遊漁を始めさせたものの、期待した釣果が得られなかったので、一旦、D滑走路南岸に沿って魚群探索を行いながら西行し、同滑走路南西端南方沖合をう回してから、京浜港川崎第1区を南下して東扇島水路東方沖合の釣り場に移動することとし、発進した。

a受審人は、GPSプロッターの画面右半分には魚群探知機画面を、同左半分にはGPSプロッター画面をそれぞれ表示させ、同プロッター画面はノースアップ表示で1海里レンジ設定としてD滑走路中央部南方沖合の釣り場から同滑走路南西端に至る範囲を表示させた状態で作動させ、釣り客3人を船首部及び船尾部でそれぞれ休息させ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、04時32分少し過ぎ東京湾アクアライン川崎浮島換気所灯（以下「換気所灯」という。）から052.5度（真方位、以下同じ。）1.42海里の地点で、針路を同滑走路南西端南方沖合に向く222度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、魚群探索を行いながら手動操舵で進行した。

ところで、京浜港川崎第1区には、東方の多摩川、北方の多摩運河及び北西方の大師運河で囲まれた石油化学コンビナート関連の工場群が立地する神奈川県川崎市川崎区浮島町が造成され、その南東岸と接し、外周を護岸（以下「浮島護岸」という。）で囲われた長さ約800メートル幅約1,000メートルの浮島2期廃棄物処分場が築造され、同護岸上には光達距離が3海里で灯質が毎4秒に1回黄色閃光の簡易標識灯8基が設けられ、海図W67に同処分場及び浮島護岸が記載され、Aに設置のGPSプロッター画面に同護岸を表示することができた。

そして、a受審人は、夜間、京浜港川崎第1区を航行する場合、浮島護岸を視認することができず、護岸上に簡易標識灯が設置されていることは承知していたものの、その正確な設置位置及び灯質を把握していなかったため、平素、針路をD滑走路中央部南方沖合の釣り場から直接東扇島水路東方沖合の釣り場に向けるか、若しくは同滑走路南西端南方沖合をう回し、直接同釣り場に向かう針路に比べて西方寄りに偏位した状態から、一旦、針路を東京湾アクアライン風の塔とENE扇島東シーバースの中間付近に向けて南下し、川崎航路第2号灯標を確認後、同灯標を右舷正横に見て右転し、東扇島水路東方沖合の釣り場に向けることで、同護岸との距離を保っていた。

a受審人は、D滑走路南西端南方沖合に至り、直接東扇島水路東方沖合の釣り場に向かう針路に比べて西方寄りに偏位した状態で魚群探索を終え、04時38分少し過ぎ換気所灯から076度870メートルの地点で、針路を同釣り場に向く205度に転じ、機関を回転数毎分4,000に増速し、15.0ノットの速力で続航した。

04時38分半少し前換気所灯から081度820メートルの地点に達したとき、a受審人は、浮島護岸が正船首840メートルのとこ

ろとなり、その後同護岸に向首接近する状況となったが、D滑走路南西端との距離を目測した印象から、西方への偏位が僅かなので、このまま東扇島水路東方沖合の釣り場に向く針路でも京浜港川崎第1区を無難に航過できるものと思い、GPSプロッターで浮島護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、浮島護岸に向首接近する状況で進行中、04時40分換気所灯から137度720メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同護岸に衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の北北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、船首部外板に亀裂等を生じ、後にそのまま売却され、浮島護岸は、コンクリート部に修理を要しない擦過傷を生じ、a受審人が右眼窩底骨折等を、釣り客3人が下顎骨骨折、左前腕挫創、頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件護岸衝突は、夜間、京浜港川崎第1区において、D滑走路南西端南方沖合から東扇島水路東方沖合の釣り場へ移動する際、船位の確認が不十分で、浮島護岸に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、京浜港川崎第1区において、D滑走路南西端南方沖合から東扇島水路東方沖合の釣り場へ移動する場合、う回せずに直接同釣り場に向かう針路に比べて西方寄りに偏位した状態であったのだから、浮島護岸に向首接近することのないよう、GPSプロッターで同護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、D滑走路南西端との距離を目測した

印象から、西方への偏位が僅かなので、このまま東扇島水路東方沖合の釣り場に向く針路でも京浜港川崎第1区を無難に航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、浮島護岸に向首して接近する状況であることに気付かないまま進行して同護岸との衝突を招き、船体及び浮島護岸それぞれに損傷を生じさせ、釣り客3人を負傷させるとともに自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月17日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁